

2025年9月24日
高島屋健康保険組合

インフルエンザ・新型コロナウイルス 予防接種費用補助の新規開始について

高島屋健康保険組合では、2025年10月よりインフルエンザおよび新型コロナウイルスの予防接種費用補助を開始いたします。感染症の予防および重症化回避のために予防接種を受けられる方は、本費用補助をぜひご活用ください。なお、費用補助の申請には「高島屋健保マイポータル」への登録が必要です。

1. 実施内容

a) インフルエンザ予防接種費用補助

対象者	高島屋健康保険組合の在職被保険者（任意継続者・被扶養者は対象外）
対象接種期間	2025年10月1日（水）～2026年3月31日（火）接種分
費用補助申請期間	2025年10月1日（水）～2026年4月30日（木）
補助費用	上限 2,000 円（期間中にひとり 1 回のみです）
補助還付時期・方法	申請受付月の翌月給与にて支給（会社により一部異なる場合あり）

b) 新型コロナウイルス予防接種費用補助

対象者	高島屋健康保険組合の在職被保険者（任意継続者・被扶養者は対象外）
対象接種期間	※毎年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで 今年度は 2025 年 10 月 1 日（水）～2026 年 3 月 31 日（火）接種分
費用補助申請期間	今年度分は 2025 年 10 月 1 日（水）～2026 年 4 月 30 日（木）
補助費用	上限 5,000 円（期間中にひとり 1 回のみです）
補助還付時期・方法	申請受付月の翌月給与にて支給（会社により一部異なる場合あり）

※インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス予防接種の費用補助はおひとりで併用可能です。

2. 申請方法

申請は「高島屋健保マイポータル」の「補助金申請」から行っていただきます。

「高島屋健保マイポータル」への初回ログインは、お送りしている「kw21-Connect」への登録について」をご参照ください。

紛失・ログインの仕方がわからない等の場合には健康保険組合までご連絡ください。

以 上